



「夢が現実に」

明けましておめでとうございます。本会も8回目の新年を迎えることになりました。この間、いろいろなことがありました。当初は、当時の住宅局長が「基準法の整備でよく、基本法は不要」と発言され、議論そのものをしづらい状況でした。その後、住宅基本法案が住生活基本法に名前を変えて誕生したり、中でも最大の出来事は、姉齒事件とその後の基準法改正厳格化による混乱。そして自民政権下での「質の向上に向けて」の社会資本整備審議会での基本法の議論。さらに民主党に政権が代わり、昨年は、本会会員の馬淵氏が国土交通副大臣に就任し、3月の建築学会のシンポジウムで「建築基本法のロードマップを作る」と発言。さらに大臣になり、今年早々に基本法検討の委員会が発足します。政界は動きが急で内閣改造により馬淵氏は閣外になりましたが、建築基本法の動きは止まらないと確信します。まさに、隔世の感あり、夢が現実になったという感じです。しかし、夢を語るのは簡単ですが、現実に法案をまとめるのは、大変なことです。今年からは、その現実が議論されます。本会分科会でも法制定後の議論を進めています。一層の議論の輪を広げるべく、皆さまのご協力をお願いします。

神田 順

議員会館シンポジウムの報告

テーマ：「建築法制の変革から豊かな社会へ」

日時：2010年11月9日

場所：衆議院第一議員会館 大会議室

参加者：国会議員40名(秘書の代理出席を含む)

会員及び一般参加者153名 計193名

パネリスト：神田順、芦原太郎、黒木正郎

司会：伊平則夫 (以下、敬称略)

多数の国会議員が、国会開催中の多忙なかシンポジウムに駆けつけた。幹事の伊平の司会で、神田会長のあいさつ、基調講演の後、来場の国会議員の紹介。芦原太郎日本建築家協会会長、黒木幹事の講演を経て、参加者との意見交換に移った。以下、国会議員、参加者の発言を抜粋する。

中村哲治(参・民主)：野党時代は民主党の住宅政策を担当。建築基本法を馬淵国土交通大臣と共に推進してきた。既存のストックである住宅を手直しして、流通の市場にのせていく視点が非常に重要。市民の声が行政を動かす。

若井康彦(衆・民主)：都市計画の技術士として半生を送り、現在は国土交通委員会に所属。その部門会議のワーキングチームで、「まちづくり基本法」の作成を目指している。皆さん

のお知恵を拝借したい。

宮沢洋一(参・自民)：自民党の国土交通会長をやっていたとき、姉齒事件が起きた。住生活基本を制定し、長寿命住宅を提唱。その経験からも基本法の理念に共感している。

小宮山よしはる(参・民主)：国土交通委員会に所属している。基本法制定に尽力したい。

中山恭子(参・たちあがれ)：日本のまちが美しく、環境問題も含めて、住みやすい、自然に優しい形になるのが重要。日本文化の国際貢献に関する研究会を開いている。世界の文化交流に耐えうる建築のあるまちをつくりたい。

渡辺浩一郎(衆・民主)：1級建築士として働いてきた。最低基準を国に任せる建築基準法から、あるべき姿を謳う建築基本法へ。大賛成だ。皆様と共に取り組ませて頂きたい。

熊田篤嗣(衆・民主)：以前、国土交通委員会で「交通基本法」の制定を目指し、党内の小委員会の事務局長を務めた。交通基本法は地域に根ざす。まちづくりにおいて、建築と交通は両輪になるはず。理念の共有が求められる。

沓掛哲男(衆・民主)：長年建設省で建築関係に携わった。姉齒事件の発生時、国土交通大臣が中国訪問中だったので、臨時代理を務めた。個人的には民一民の問題だと感じたが、ご承知のように官も手を差し伸べた。集合住宅の共同性に対

する基本的な考え方をしっかり議論してほしい。国家戦略としての建築、海外に出る建築についても討論を。

中川治(衆・民主)：国土交通委員会に所属。従来の建築法規は、とにかく建てよう、前へ、前へという考え方だった。しかし、日本も成熟社会に入って、維持管理、ストックを活かすことが大切になった。そこが大切だ。

工藤仁美(衆・民主)：非正規労働問題に取り組んでいる。重層構造の下で働いている一人親方や、非正規労働者の労働条件の改善に結びつくような法律であってほしい。

中川雅治(参・自民)：社会資本の整備や、美しい街並と環境の調和、これからの日本は、建築基本法の理念で形成されなくてはならない、と思っている。

橋本勉(衆・民主)：建築基準法は現実とかけ離れている。裁量権のあるオプティカルなバランスのよいものに切り替える意味でも、上位概念として基本法が大切だ。

奥田建(衆・民主)：土建業を営んできた。基本法の理念に異論は無い。が、その下で基準法をいじるとなると膨大な仕事になる。現行法の何をスクラップ&ビルドするか、実務者の知恵と経験を結集していく必要があるだろう。阪神淡路大震災、姉齒事件をみても、皆で納得する形には落ち着いていない。

平智之(衆・民主)：建築学会の会員。姉齒事件が起きて以降、学会内の調査研究部会の委員として2年調査を行った。基本法の崇高な理念を具現化する上でも、実務の建築士法、業法、基準法をどうするかしっかり議論していただきたい。施工監理や生産のモノづくりの現場の方々の意見も大切。

小沼信二(参・みんな)：基準法が足かせになって、色気のないまちづくりが進められた。地方主権、地方分権改革を大いに進めていかなければならない現在、基本法は地域の人たちの願いにかなう方向性を持っていると思う。

(会場からの意見)

- ・ソフトメーカーで、大臣認定プログラムを作っている。耐震偽装後、法律は変わったが耐震性能が向上していない。

安全な建物は世界一のレベルでつくれるが、安心を得ていない。ここが問題だ。

- ・建築家協会関東甲信越支部の広報委員を務めている。長年、まちづくりに関わって「土地」の問題を痛感する。土地に関する視点を加えてほしい。地権の制限をのり超えないとまちづくりは実現しない。
- ・千葉県の船橋市に住む一般市民。まちの崩壊が起きている。誰もが理解できる建築の法律が求められる。市民が建築を判断、評価ができなければ美しいまちはできない。
- ・建築士事務所協会連合会に所属している。新築がベースの基準法に対し、リフォーム、リニューアルの法整備がない。建築事務所は、建築士法上の規定があいまい。建築設計業界の中では業法にかかわる規定も極めて薄い。
- ・元建築学会会長、仙田満。韓国は基本法の議論が2006年にはじまり08年に法律を制定した。社会システムとして時間がかかってしまうのが、私たちの問題だ。建築は人間が生活し、子供の育つ空間。その視点から日本の建築、都市はどうあるべきか、理念的な法律を早急につくるべきだ。
- ・建築設備技術者協会、牧村功。基本法のキーワードに「安全」「健康」「環境」の3つが提案されている。このキーワードに設備技術者はすべて関わっている。まちづくりで環境の視点をもう少し強く訴える法律にしてほしい。地域、建物の周辺、建物内の環境を意識したものに……。
- ・日本構造建築技術者協会副会長、金箱温春。専門家の役割を明確にすべきという考え方に共鳴する。耐震偽装事件後、質の低い専門家でもまともな建築をつくれるようルールが厳格化され、混乱した。きちんとやっている専門家が責任を果たせることを前提に基本法の議論進めて頂きたい。
- ・神田会長。建築は、私たちの生活の器であり、それがまちをつくり、都市をつくる。やはりあるべき姿を大切にしていきたい。長時間、ありがとうございました。

以上

事務局からのお知らせ

(1) 年会費(5,000円)のお願い

振込み先:三菱東京UFJ新宿中央支店
口座名:建築基本法制定準備会事務局
口座番号:(普)5699064

(2) 事務局連絡先

電話: 044-430-2850 FAX: 044-430-2851
住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-16
建築設計事務所アトリエ 71
E-mail: info@kisonho.jp / http://www.kisonho.jp/